

豊中マンション管理組合ネットワーク会則

(目的)

第1条 本会は、本市に所在する分譲マンション（以下「マンション」という。）の管理組合同士がネットワーク組織を構築することによって、各管理組合が抱えるマンション管理に関する課題の解決に向けて、情報共有と意見交換を行うことで、マンションの管理適正化を推進し、良好な住環境を維持することを目的とする。

(行政機関等との連携)

第2条 本会は、第1条の目的を達成するため、本会の運営にあたり豊中市および一般社団法人大阪府マンション管理士会豊中支部（以下「マンション管理士会」という。）と連携して取り組む。

(名称)

第3条 本会は、豊中マンション管理組合ネットワークと称する。

(活動の内容)

第4条 本会の目的を達成するための主な活動は各項に示すものとする。

- (1) 定期総会（原則年1回）
- (2) 定例会（年3回以上）
 - イ) セミナー等の勉強会
 - ロ) 会員間や専門家等との情報交換会
 - ハ) 管理に関する事業者、施工事業者等との相談会
- 二) 豊中市からのマンション政策に関する情報提供
- ホ) マンション管理士会からのマンション管理に関する情報提供
- (3) その他、現地見学会等をはじめとした本ネットワークの目的に資するために行う事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の者に掲げる者とする。

- (1) 豊中市内の分譲マンションの管理組合
 - (2) 豊中市内の分譲マンションの区分所有者
- 2 入会に必要な条件は、メールアドレスを有することとする。
- 3 本会の会員のうち、第4条に示す活動に参加資格を有する者は次のとおりとする。
- (1) 第1項第1号に示す管理組合より選出された者
 - (2) 第1項第2号に示す区分所有者及びその同居家族

(入退会)

第6条 入退会の手続きについては、豊中マンション管理組合ネットワーク ホームページ上で行うものとし、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。
 - (2) 退会しようとする者は、所定の退会届を事務局に提出することで、任意に退会することができる。
- 2 暴力団等反社会的勢力の入会は認めないものとする。

(会費)

第7条 本会の会費は、第4条の活動に基づく運営費として徴収することができる。
会費額は総会で定める。

(役員)

第8条 本会に以下に示す役員を置く。ただし、本会の役員は10名以内とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局員
- (5) 監事

- 2 役員の選出は互選による。また、役職の兼務を認めるものとする。
- 3 役員の任期は、1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 4 第1項第1号及び第5号にかかる者が事故等により任期を全うできない場合、役員会を開催し、代行者を選定する。ただし、後任の役員の在任期間は、前任者の在任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は本会を代表し、その活動を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は事務局を代表し、会計を含む事務局の業務を統括する。
- 4 役員は、役員会を構成し、本会則又は総会に定めたことに対して本ネットワークの業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を実行する。
 - (1) 本会の財産状況を監査する。
 - (2) 監事は通常総会において監査報告を行う。
 - (3) (1)の監査により重大な事実を発見した場合には、これを総会に報告しなければならない。その場合、臨時総会を招集することができる。
 - (4) 監事は役員会の招集を請求し、意見を述べることができる。

(役員会)

第 10 条 役員は、第 4 条による活動を行うため、役員会を開催し、運営する。

- 2 役員会は、第 4 条各号に係る資料の作成及び運営を事務局と協力して行う。
- 3 役員会のうち、第 4 条の活動を行うために役員会を開催する場合、マンション管理士会がオブザーバーとして出席し、活動の支援を行うことができる。

(総会)

第 11 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 会長は、通常総会を毎年 1 回、4 月 1 日から 6 月末までの間に開催しなければならない。
- 3 会長は、必要があると認める場合、役員会の決議を経て臨時総会を招集することができる。
- 4 第 9 条第 5 項第 3 号により、監事は臨時総会を招集できる。
- 5 総会の議長は、会長が務める。
- 6 総会の議事は出席した会員の過半数で決する。

(支援)

第 12 条 本会の運営を行うため、豊中市及びマンション管理士会の支援を受ける。

(事務局)

第 13 条 本会の事務を遂行するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、役員の内から事務局員を置き、事務局長の補佐を行うことができる。
- 3 事務局が円滑に業務を行えるようになるまでの当面の間、事務局が行う業務の一部を豊中市都市計画推進部住宅課が代行する。

(定例会への特別参加)

第 14 条 第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号において、予定人員が超えない場合に限り、会員以外の参加を認めることができる。その場合、資料代等として、別途定める参加費を求めるものとする。

(その他)

第 15 条 本会則に定めのない事項については、役員会で協議し、決定する。

(附則)

- 1 この会則は、令和 7 年（2025 年）2 月 22 日から施行する。
- 2 第一期（令和 6 年度）は、本ネットワークの発起人が役員に就任する。